



佐賀県公報

平成17年
2月9日
(水曜日)
第 12566号

則

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

(五・生活衛生課) 一

- 青少年に有害な図書等の指定
- 太良地区今里換地区換地計画

公 告

(四四・こども課) 七

(農地整備課)

八

公布された規則のあらまし

- 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第5号)

- 1 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例に基づく申請及び届出の様式の一部を改めることとした。(様式関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

- 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五号

- 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則 (平成十二年佐賀県規則第二十九号) の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「食品営業許可申請書」を「営業許可申請書」に改め、同条第二項中「食品営業継続許可申請書 (様式第六号)」を「営業許可申請書 (様式第五号)」に改める。

第八条第一項中「相続による食品営業承継届 (様式第七号)」、合併による食品営業承継届 (様式第八号) 又は分割による食品営業承継届 (様式第九号)」を「許可営業者の地位承継届 (相続) (様式第六号)」又は許可営業者の地位承継届 (合併・分割) (様式第七号)」に改め、同条第二項中「相続による食品営業承継届 (様式第七号)」を「許可営業者の地位承継届 (相続) (様式第六号)」に改め、同条第三項中「により合併」の下に「又は分割」を加え、「合併による食品営業承継届 (様式第八号)」を「許可営業者の地位承継届 (合併・分割) (様式第七号)」に、合併の場合にあっては「に改め、「謄本を」の下に「、分割の場合にあっては分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本を」を加え、同条第四項を削る。

第九条及び第十条第二項中「食品営業変更届 (様式第十号)」を「変更届 (様式第八号)」に改める。

様式第五号の(表)を次のように改める。

様式第5号(第7条関係)

(表)

年 月 日

佐賀県知事

様

〒

住所

電話

フリガナ

氏名

印

年 月 日生

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

営業許可申請書(新規・継続)

食品衛生法第52条第1項
の規定により、次のとおり申請します。
佐賀県食品衛生条例第2条

営業所の所在地		電話	
営業所の名称等			
営業設備の大要		別紙のとおり	
許可番号及びその年月日		営業の種類	備考
1			
2			
3			
4			
5			
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又はこの法律に基づく処分に違反して刑を処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。		
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。		

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
 2 許可番号等の欄は、継続許可の場合のみ現に受けている許可番号及びその年月日を記載すること。
 3 申請者の欠格事項の欄は、法人にあってはその業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。また、佐賀県食品衛生条例第2条の規定による申請の場合は記入しないこと。
 4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第六号から様式第八号までを次のように改める。

様式第6号（第7条、第8条関係）

年　月　日

佐賀県知事　　様

〒

住所

電話

フリガナ

氏　名

印

年　月　日生

被相続人との続柄

許可営業者の地位承継届（相続）

次のとおり相続により許可営業者の地位を承継したので、
 食品衛生法第53条第2項　　の規定により届け出ます。
 佐賀県食品衛生条例第4条の2第2項

被相続人の氏名及び住所	電話	
相続開始の年月日		
営業所の所在地	電話	
営業所の名称等		
許可番号及びその年月日	営業の種類	備考
1		
2		
3		
4		
5		

- 注 1 戸籍謄本を添付すること。
 2 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書を添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 4 許可番号等の欄は、現に受けている許可番号及びその年月日を記載すること。
 5 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第7号(第7条、第8条関係)

年　月　日

佐賀県知事

様

〒

主たる事務所
の所在地

電話

フリガナ

法人の名称

フリガナ

代表者の氏名

(印)

許可営業者の地位承継届(合併・分割)

次のとおり合併(又は分割)により許可営業者の地位を承継したので、
 食品衛生法第53条第2項
 佐賀県食品衛生条例第4条の2第2項 の規定により届け出ます。

合併、分割の別		合併・分割	(いずれかを○で囲むこと。)
合併により消滅 した法人又は分 割前の法人	名称		
	主たる事務所 の所在地及び 代表者の氏名	電話	
合併又は分割の年月日			
営業所の所在地		電話	
営業所の名称等			
許可番号及びその年月日		営業の種類	備考
1			
2			
3			
4			
5			

- 注 1 合併の場合は合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿の謄本を、分割の場合は分割に
より営業を承継した法人の登記簿の謄本を添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 3 許可番号等の欄は、現に受けている許可番号及びその年月日を記載すること。
 4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第8号(第9条、第10条関係)

年 月 日

佐賀県知事

様

〒

住所

電話

フリガナ

氏名

(印)

年 月 日生

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

変更届(営業許可申請事項・承継届出事項の変更)

次のとおり営業許可の申請事項(又は承継の届出事項)に変更があったので、

食品衛生法施行規則第71条

食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則第9条第2項の規定により届け出ます。

食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則第10条第2項

営業所の所在地		電話	
営業所の名称等			
許可番号及びその年月日		営業の種類	備考
1			
2			
3			
4			
5			
変更年月日			
変更内容	変更事項	変更前	変更後

- 注 1 営業施設の変更の場合は、施設の平面図を添付し変更の部分を朱筆すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。
 3 許可番号等の欄は、現に受けている許可番号及びその年月日を記載すること。
 4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

様式第九号及び様式第十号を次のように改める。
様式第九号及び様式第十号
附則

(施行期日)
附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

○告示

●佐賀県告示第四十四号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条规定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年二月九日

佐賀県知事 古川康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	16-239	本当にあった人妻の浮気話 3月号	ミリオン出版(株)	18123-03	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-240	漫画 ばんがいち 3月号	(株)コアマガジン	18295-03	
"	16-241	ナマイキッ！ まんがライフ 3・1増刊 Namaikiッ！ Vol. 86	(株)竹書房	18636-3/1 ①-2005 3/25	
"	16-242	コミック プルミエ コミックドルフィン 3月号増刊	(株)司書房	13748-3 ①-3/25	
"	16-243	jun-ai kajitsu 純愛果実 3月号	(株)光彩書房	05317-3	
"	16-244	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No. 87 3月号	KKベストセラーズ	04039-03	
"	16-245	遊べる熟女 3月号	雄出版(株)	11471-3	
"	16-246	海賊ナンバーワン 3月号	(株)竹書房	02461-3	
"	16-247	Dr. ピカソ NO. 120 3月号	(株)バウハウス	06635-03	
"	16-248	ザ・ベストMAGAZINE No. 250 3月号	KKベストセラーズ	14003-3	
"	16-249	月刊 メルフレ ボンバー NO-046 3月号	KKベストセラーズ	08513-03	
"	16-250	URECCO gal 3月号	ミリオン出版(株)	01865-3	

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区今里換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月9日

佐賀県知事 古川康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）太良地区今里換地区換地計画書

の写し

2 縦覧の期間

平成17年2月10日から平成17年3月10日まで

3 縦覧の場所

太良町役場